

2021年6月11日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

株式会社ゼネラル・オイスター

代表取締役社長 吉田 秀則

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。また、昨年より株主様へのお土産の配布をやめておりますが、本年もお土産の配布は行わない予定です。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時30分）

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 9階 会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染症への対応として、当日ご出席の株主の皆様におかれましては、会場への移動時や会場でのマスク着用等の対応にご留意いただくと共に、会場におきましては、株主の皆様を第一に考えた対応を実施させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3. 目的事項

報告事項

1. 第21期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

会計監査人選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源削減のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.oysterbar.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。

なお、会場への入場開始は午前9時30分を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おきください。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.oysterbar.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

自2020年4月1日

至2021年3月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動に大きな制約を受け、非常に厳しい状況で推移しました。停滞していた経済活動は、政府の各種政策が実施され徐々に再開しつつありましたが、変異ウイルスによる感染拡大がみられるなど、未だに収束時期の見通しが立たない状況です。従いまして、景気・経済の先行きにつきましては、今後も不透明な状況が続くことが予想されます。

外食業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や営業時間短縮要請が断続的に発生しており、厳しい経営環境が継続しております。2020年の夏から秋にかけて、国内外の経済活動に一部回復の兆しも見られましたが、今年に入ってから、営業時間の短縮要請が継続しており、厳しい経営環境からの出口が見えない状況にあります。

このような状況の中、当社グループにおきましても、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を大きく受けております。特に、2020年12月以降は、政府・自治体からの営業時間短縮等の要請が継続しており、店舗事業の集客に大きな影響を受けております。

受けた環境のもと、当社グループでは、ランチタイムの食べ放題開始等による販促強化、テイクアウト取扱い開始及びECサイト（E-オイスター）を通じた一般消費者への販売開始により、コロナ禍の状況でも売上を確保すべく努めてまいりました。また、損失を最小限に留められるよう、店舗アルバイトのシフト見直しによる人件費削減、家賃の減免交渉等、新型コロナウイルス感染症支援策関連の補助金・助成金の活用等、あらゆる手段を通じて支出削減をしております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,338,795千円（前年同期比34.7%減）、営業損失は、359,215千円（前年同期は営業損失146,122千円）、経常損失367,145千円（前年同期は経常損失157,131千円）となりました。また、大幅な店舗事業の売上減少により、稼働を抑制していた大槌工場の状況を踏まえ、将来の回収可能性を保守的に検討し、大槌工場にかかる減損損失409,321千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失641,485千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。以下の売上高の数値はセグメント間の取引消去前となっております。

報告セグメントと事業の内容の関係性は次のとおりです。

- ①「店舗事業」は、直営店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗から構成されます。
- ②「卸売事業」は、卸売事業から構成されます。
- ③「その他」は、浄化センター、加工工場及び陸上養殖の所在エリア内でのイベント事業及びECサイト事業から構成されます。

① 「店舗事業」

店舗事業では、東京を中心に全国で牡蠣を主体とするレストラン（オイスターバー）26店舗を展開しています。当連結会計年度においては、新規出店及び閉店がなかったものの、2019年7月下旬に「レカイエオイスターバーJR博多シティ店」（福岡市博多区）をリニューアルオープンしたことにより、2020年7月までの店舗数は前年同月比で1店舗の増加となっております。

一方、業績につきましては、2020年4月の緊急事態宣言発出により、休業等を余儀なくされたことに加え、その後も新型コロナウイルス感染症拡大による営業時間短縮の要請が断続的に発生しており、大幅な減収減益となりました。

以上の結果、店舗事業における売上高2,152,172千円（前年同期比34.2%減）、セグメント利益6,907千円（前年同期比97.8%減）となりました。

② 「卸売事業」

卸売事業では、グループ外の飲食店舗などに牡蠣を卸売販売しています。業績につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による営業時間短縮の要請が断続的に発生したことにより、販売先の飲食店の売上が減少し、大幅な減収減益となりました。

以上の結果、卸売事業における売上高168,770千円（前年同期比39.8%減）、セグメント利益51,241千円（前年同期比55.9%減）となりました。

③ 「その他」

その他には、浄化センター、加工工場及び陸上養殖の所在エリア内でのイベント事業に加え、ECサイト事業などで売上がございました。

以上の結果、その他の事業における売上高17,852千円（前年同期比35.6%減）、セグメント利益564千円（前年同期比96.8%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は8,237千円であり、その主なものは店舗事業の老朽化した設備の更新費となります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染拡大とその長期化に対する備えとして、銀行等から合計577,000千円の借入を実施致しました。加えて、第8回新株予約権の行使により、269,440千円の資金調達を完了しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループでも、店舗事業や卸売事業など、グループ収益の中心事業に大きなダメージを受けております。

新型コロナウイルス収束の時期は未だ不透明であります。当社グループは、外食産業全体に対し、お客様のニーズが完全に戻らないことを前提にコストコントロールを行い、withコロナ、afterコロナを見据え、筋肉質な経営体質を目指します。また、財務面につきましても、万全を期すため、今後も手元流動性を確保しつつ、資本政策を実施し、財務基盤を強化していきます。

コロナ禍で、売上高の不安定な状況ですが、当社グループの種苗、生産、加工、販売に至るまでの最適なバリューチェーンにより、安全を軸とした高品質な牡蠣の六次産業化の強みを活かし、お客様のニーズに迅速に対応し、複数の成長軸を持って業容の拡大を図ってまいります。

なお、具体的な施策は以下の通りです。

① 店舗事業について

コストコントロールを効かせたwithコロナの経営スタイルに努めます。

売上面につきましては、販売促進活動の更なる強化に加え、店舗メニューの戦略的見直しにより、客単価増加に努めます。また、AIによる電話予約対応を開始し、予約システムを更に強化することで、客数の増加にも努めます。

コスト面につきましては、グループの安心安全のプラットフォームを維持・改善した上で、原価低減を行っていきます。また、コロナ禍の営業体制下では、効率的なシフト管理を徹底し、引き続き人件費を抑制した運営を行います。

また、withコロナの店舗運営の体制構築に向けて、QRコードによるオーダーシステムや配膳・運搬ロボットを一部店舗で導入しております。店舗の業務効率化だけでなく、非接触型の店舗運営で、顧客満足度の向上にも努めてまいります。

② 卸売事業及び加工事業について

グループの持つ、安心安全のプラットフォームの高付加価値を活かし、国内販売に関しては、営業力強化、取引先開拓、取引顧客数拡大と、取り扱い高増加に努めていきます。

また、アジアを中心とした海外販売に関しては、レストランだけでなく、巣ごもり需要のニーズが高まり、高級スーパーでの販売数もコロナ禍で伸びており、更に取引高を増加させるべく、様々な販路拡大に努め、収益力向上を目指します。

③ その他（陸上養殖、加工事業など）について

沖縄の陸上養殖については、実証実験を続け、量産化に向け、ステップを歩んでおります。

岩手の加工工場につきましては、直営店舗向けの牡蠣フライなどの加工製造を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、店舗事業の売上減少により、稼働を大幅に抑制しておりました。そんな中、加工工場の有効活用を模索していたところ、品質面を含め、安定した委託先を探していた総合商社様の要望に合致し、当社加工工場において、海産物の加工製造受託業務に係る取引条件の合意に至ることができました。今後は、新たに海産物における受託事業を開始することになり、更なる収益力の強化につなげていきます。

また、牡蠣の販売チャネルを拡大させるべく、EC通販サイトを立ち上げましたが、順調にリピーター数も増加しており、販売量も拡大してきました。今後もSNSなどを通じたマーケティングを強化し、収益拡大に努めてまいります。

④ 人材の確保と育成及び定着化について

当社は、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保と育成及び定着化が今後の当社の成長にあたって不可欠であると認識しております。今までの即戦力となる中途採用に加え、将来の幹部人材の早期育成の為、若手採用も強化してまいります。

また、今後、国内外の環境が大きく変化する中、高い専門性を持ち、様々な課題に対処し、進化させることができる人材育成及び確保が必須と認識しております。引き続き従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実、さらに福利厚生を充実させた人事制度の刷新に取り組むことで、働き甲斐がある制度作りを進める方針であります。

⑤ 衛生管理の強化、徹底について

当社グループは、各店舗、各センターや拠点では、衛生管理マニュアルに基づく衛生管理の徹底を行っております。また、定期的に本社衛生管理部門の人員による抜き打ち監査や外部検査機関による検査、さらにノロウイルス検査に関しては、当社浄化センターへの牡蠣の入荷時及び出荷時における二重検査を行っております。今後も、全従業員の健康管理に努め、お客様、お取引先様に安心・安全に利用していただけるよう、法改正等に対応しながら更なる衛生管理体制の強化を行っていく方針です。

⑥ 内部統制の強化について

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であると考えております。そのため、権限に基づく意思決定の明確化、内部監査及び監査等委員会の監査並びに監査法人による監査との連携を強化するほか、全従業員に対して、継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第18期 (2018年3月期)	第19期 (2019年3月期)	第20期 (2020年3月期)	第21期(当期) (2021年3月期)
売上高(千円)		3,854,348	3,706,989	3,579,252	2,338,795
経常損失(△)(千円)		△173,752	△18,441	△157,131	△367,145
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)		△293,864	△269,680	△106,971	△641,485
1株当たり当期純損失(△)		△174円55銭	△98円00銭	△38円50銭	△218円59銭
総資産(千円)		2,430,443	1,765,993	1,565,850	1,516,833
純資産(千円)		601,994	315,500	272,416	△116,193

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社ヒューマンウェブ	10,000千円	100%	直営店舗事業
株式会社ジーオー・ストア	10,000千円	100%	休眠会社
株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ	10,000千円	100%	休眠会社
株式会社ジーオー・ファーム	10,000千円	52.5%	陸上養殖事業
株式会社海洋深層水かきセンター	10,000千円	100%	牡蠣の浄化・物流事業、富山入善ヴィレッジ事業
株式会社日本かきセンター	10,000千円	100%	卸売事業
株式会社ジーオーシード	10,000千円	100%	休眠会社

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業別	事業内容
店舗事業	直営店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗
卸売事業	卸売事業
浄化・物流事業	富山入善ヴィレッジ事業の浄化・物流事業
その他	種苗及び陸上養殖事業、加工事業

(12) 主要な営業所及び流通拠点 (2021年3月31日現在)

① 主要な営業所

営業形態区分	店舗数	主要店舗
ガンボ&オイスターバー	8店舗	新宿ルミネエスト店、横浜そごう店、なんばパークス店他
オイスターテーブル	3店舗	銀座コリドー店、上野さくらテラス店、浜松町店
ステーションオイスターバー	2店舗	阪急グランドビル店、エスパル仙台店
フィッシュ&オイスターバー	2店舗	西武渋谷店、福岡キャナルグランドプラザ店
オイスタールーム	2店舗	名古屋ラシック店、梅田ハービスエント店
シュリンプ&オイスターバー	1店舗	横浜モアーズ店
シュリンプ&オイスターハウス	1店舗	西武池袋店
キンカウカ グリル&オイスターバー	1店舗	横浜ベイクォーター店
ザ・カーブ・ド・オイスター	1店舗	東京駅八重洲地下街店
キンカウカ スペシャリティオイスター	1店舗	小田急新宿店
エミット フィッシュバー	1店舗	GINZA SIX店
オイスタープレート	1店舗	ラゾーナ川崎店
牡蠣ノ星	1店舗	入善店
レカイエ オイスターバー	1店舗	JR博多シティ店

② 流通及び生産拠点

所在地	施設名	内容
富山県下新川郡入善町	入善センター	牡蠣浄化、直営店舗向けの卸売販売
岩手県上閉伊郡大槌町	大槌工場	牡蠣の加工

(13) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
114名 [109名]	3名増 [56名減]

- (注) 1. 従業員数は就業人数であります。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間平均雇用人員（1ヶ月172時間換算）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名 [2名]	4名減 [7名減]	47.2歳	7.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人数であります。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間平均雇用人員（1ヶ月172時間換算）であります。

(14) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社三菱UFJ銀行	268,657
株式会社商工中央組合金庫	193,548
株式会社日本政策金融公庫	164,011

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,162,200株（自己株式179株を含む。）
- (3) 株主数 3,006名
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社ネクスタ（匿名組合口）	738,955	23.37
小林 敏雄	286,600	9.06
山本 京美	138,515	4.38
グリーンエナジー合同会社	138,515	4.38
株式会社道紀忠華シンクタンク	138,515	4.38
株式会社グッドフィールド	125,000	3.95
宮本 裕将	25,700	0.81
森 裕	25,300	0.80
アサヒビール株式会社	25,000	0.79
有限会社ティーズ・キャピタル	25,000	0.79

(注) 1. 持株数は株主名簿に基づき表示しております。
2. 持株比率は自己株式（179株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

（1）取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉田秀則	株式会社グッドフィールド 代表取締役 株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ 代表取締役
取締役	丹野裕介	株式会社Tryfunds 代表取締役CEO 株式会社TRYFUNDS INVESTMENT 代表取締役 株式会社FTG Company 社外取締役
取締役	渡邊史人	
取締役 （監査等委員）	丹野裕氏	株式会社Tryfunds 相談役
取締役 （監査等委員）	原 大二郎	ライジング法律事務所 パートナー 株式会社ライトアップ 社外取締役 株式会社ディマージシユア 監査役
取締役 （監査等委員）	山中聖彦	トランスフォーメーションイニシアティブ 株式会社 代表取締役

- （注） 1. 取締役 原大二郎、山中聖彦は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設定しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 当社は、取締役 原大二郎、山中聖彦について東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

（2）事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

（3）取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

会社全体の業績、業績に対する個々の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、毎月の固定報酬のみを支払うものとし、株主総会で決定された取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役報酬額の範囲内で決定しています。なお、当該決定方針は、取締役会にて決議しております。

- ② 取締役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項
当社取締役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されております。

対象者	限度額	株主総会決議日	左記総会終結時点の 対象者の員数
取締役 (監査等委員 でないもの)	年額300百万円	2017年6月29日	6名
取締役 (監査等委員 であるもの)	年額50百万円	2017年6月29日	3名

- (注) 1. 取締役(監査等委員でないもの)の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。
2. 取締役(監査等委員でないもの)の限度額300百万円のうち、社外取締役については、60百万円以内となります。なお、当該株主総会終結時点(2017年6月29日)の社外取締役(監査等委員でないもの)の員数は、1名となります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長の吉田秀則であり、担当職務、各期の業績、貢献度及び経営戦略を勘案して決定する権限を有しており、2017年6月29日開催の定時株主総会において決議いただいております年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含みません)の範囲内で取締役会にて決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会では、当該権限が代表取締役によって適切に行使されているかを確認し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の額

取締役(監査等委員を除く) 3名 14,000千円(うち社外0名 一千円)
取締役(監査等委員) 3名 5,300千円(うち社外2名 4,200千円)

(4) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、係争費用を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役および社外取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
原 大二郎	ライジング法律事務所 パートナー 株式会社ライトアップ 社外取締役 株式会社ディマージシエア 監査役	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
山中 聖彦	トランスフォーメーションイニシアティブ株式会社 代表取締役	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	活動状況
取締役（監査等委員） 原 大二郎	<p>当事業年度において開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての実務を通じて培われた専門知識や事業再生分野の知見を有しており、当該分野からの意見が期待されておりますが、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会12回のうち11回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
取締役（監査等委員） 山中 聖彦	<p>当事業年度において開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。自ら事業会社の経営を行っていることに加え、コンサルタントとして培われた経験と知見を有しており、当該分野からの意見が期待されておりますが、取締役会において意思決定の参考となる情報提供や意思決定の妥当性を確保するための発言を適宜行っております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 18,000千円

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法及び公認会計士法等の法令に違反する行為または公序良俗に反する行為その他の事項を勘案し、必要と認める場合には、会社法に基づき会計監査人を解任または不再任とする方針としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする各種社内規程を整備するとともに、周知徹底させます。
- ② 監査等委員である取締役は、「監査等委員会規程」に基づき、取締役会及び各種会議に出席し、決議事項のプロセス・内容が法令及び定款等に適合しているか監査を行います。当社では、常勤の監査等委員である取締役がいないため、監査等委員会事務局が資料等の準備を行います。監査等委員会事務局に係る使用人は、原則として業務の執行に係る役職を兼務しておりません。
- ③ 従業員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役選任の内部監査人が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査人は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施し、監査結果については、定期的に代表取締役及び監査等委員会に報告します。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当請求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。
- ⑤ コンプライアンス委員会を設置するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の構築を行うとともに、その整備・運用を行います。
- ⑥ 財務報告の適正性を確保するため、「経理規程」を始めとする各種社内規程を整備し、適正な計算書類を作成することの重要性を周知徹底し、財務報告の信頼性の向上を図ります。

2 取締役会の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- ② 文書管理部署の経営管理本部は、取締役及び監査等委員会の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供することとします。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した「危機管理規程」を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

4 取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制

- ① 定期取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行します。
- ③ 取締役会のもとにグループの経営について議論を行う会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達します。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行います。
- ④ 日常の業務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。

5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は「関係会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを整備します。
- ② 内部監査による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる監視体制を確保します。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員会事務局は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員である取締役に報告を行い、グループ全体のリスクの防止を図る体制を確保します。

6 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員である取締役に報告するための体制、その他監査等委員である取締役への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、役員により違法または不正行為を発見したときは、法令及び「コンプライアンス規程」に従い、ただちに監査等委員である取締役、顧問弁護士、主管部署に報告します。
- ② 監査等委員会は、必要がある場合には、稟議書、その他社内の重要書類、資料などを閲覧することができます。

7 その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び内部監査人は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行います。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制をとります。
- ③ 監査等委員である取締役は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

8 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般
当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。
- ② コンプライアンス
当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。
また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理体制
コンプライアンス委員会において、各部室およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。
- ④ 内部監査
内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	771,212	流動負債	635,959
現金及び預金	541,063	買掛金	72,841
売掛金	145,717	一年内返済予定の長期借入金	326,947
原材料	26,803	一年内償還予定の社債	10,611
未収消費税等	18,129	未払金	62,099
その他	39,498	未払費用	64,972
固定資産	745,621	未払法人税等	6,790
有形固定資産	520,528	資産除去債務	4,141
建物	439,715	株主優待引当金	33,104
機械及び装置	28,023	ポイント引当金	26,504
工具、器具及び備品	40,198	その他	27,946
土地	1,097	固定負債	997,067
その他	11,492	長期借入金	577,000
投資その他の資産	225,093	繰延税金負債	231,536
敷金及び保証金	225,093	資産除去債務	188,531
		負債合計	1,633,026
		純資産の部	
		株主資本	△152,558
		資本金	943,901
		資本剰余金	1,012,958
		利益剰余金	△2,109,303
		自己株式	△114
		新株予約権	9,915
		非支配株主持分	26,449
		純資産合計	△116,193
資産合計	1,516,833	負債純資産合計	1,516,833

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,338,795
売上原価		826,495
売上総利益		1,512,300
販売費及び一般管理費		1,871,516
営業損失		359,215
営業外収益		
受取利息	4	
受取協賛金	6,001	
その他	904	6,910
営業外費用		
支払利息	14,734	
社債利息	106	14,840
経常損失		367,145
特別利益		
補助金収入	114,139	114,139
特別損失		
減損損失	410,526	410,526
税金等調整前当期純損失		663,531
法人税、住民税及び事業税	5,702	
法人税等調整額	△11,184	△5,482
当期純損失		658,049
非支配株主に帰属する当期純損失		16,563
親会社株主に帰属する当期純損失		641,485

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	138,900	流動負債	417,806
現金及び預金	132,897	買掛金	588
原材料	4,219	一年内返済予定の長期借入金	257,570
その他	1,782	一年内償還予定の社債	10,611
固定資産	1,544,330	未払金	10,296
有形固定資産	15,096	関係会社未払金	83,021
建物	13,998	未払費用	10,104
土地	1,097	未払法人税等	4,774
投資その他の資産	1,529,234	株主優待引当金	33,104
関係会社株式	115,233	その他	7,735
関係会社長期未収入金	1,560,376	固定負債	1,529,404
敷金及び保証金	15,440	繰延税金負債	207,322
貸倒引当金	△161,816	資産除去債務	27,785
		事業損失引当金	1,294,296
		負債合計	1,947,210
		純 資 産 の 部	
		株主資本	△273,894
		資本金	943,901
		資本剰余金	992,911
		資本準備金	992,911
		利益剰余金	△2,210,593
		その他利益剰余金	△2,210,593
		固定資産圧縮積立金	469,758
		繰越利益剰余金	△2,680,352
		自己株式	△114
		新株予約権	9,915
		純資産合計	△263,979
資産合計	1,683,230	負債純資産合計	1,683,230

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		280,627
売 上 原 価		107,206
売 上 総 利 益		173,420
販売費及び一般管理費		193,557
営 業 損 失		20,137
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 協 賛 金	6,001	
そ の 他	2	6,005
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,122	
社 債 利 息	106	5,228
経 常 損 失		19,360
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	2,026	2,026
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	18,307	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,647	
事 業 損 失 引 当 金 繰 入	144,570	175,524
税 引 前 当 期 純 損 失		192,858
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,479	
法 人 税 等 調 整 額	△10,656	△7,177
当 期 純 損 失		185,681

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月1日

株式会社ゼネラル・オイスター

取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 矢 崎 英 城 ㊟

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 神 戸 宏 明 ㊟

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 井 上 靖 秀 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼネラル・オイスターの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼネラル・オイスター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失359,215千円、経常損失367,145千円、親会社株主に帰属する当期純損失641,485千円を計上したことで、当連結会計年度末で116,193千円の債務超過となっている。また、新型コロナウイルス感染症拡大のための政府の緊急事態宣言が断続的に発令され、時短営業又は休業を適宜実施しており、今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2021年4月1日から2021年5月25日までの間に、第8回新株予約権の一部について権利行使されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月1日

株式会社ゼネラル・オイスター
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 矢 崎 英 城 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 神 戸 宏 明 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 井 上 靖 秀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼネラル・オイスターの2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において当期純損失86,400千円、当事業年度においても当期純損失185,681千円を計上したことで、当事業年度末で263,979千円の債務超過となっている。また、新型コロナウイルス感染症拡大のための政府の緊急事態宣言が断続的に発令され、時短営業又は休業を適宜実施しており、今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2021年4月1日から2021年5月25日までの間に、第8回新株予約権の一部について権利行使されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月9日

株式会社ゼネラル・オイスター 監査等委員会

監査等委員 丹野 裕氏 ㊟

監査等委員 原 大二郎 ㊟
(社外取締役)

監査等委員 山中 聖彦 ㊟
(社外取締役)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株数 (株)
1	よし だ ひで のり 吉 田 秀 則 (1967年4月2日)	1990年4月	ノヴァインターナショナル(株) 入社	125,000 (注) 1
		1994年7月	(株)ヴェルファーレ 入社	
		1996年8月	エイベックス(株) 移籍	
		2000年1月	(株)ヴェルファーレ・エンターテイメント 代表取締役社長	
		2000年4月	当社設立 代表取締役社長（現任）	
		2011年9月	(株)グッドフィールド 代表取締役社長（現任）	
		2013年12月	(株)日本かきセンター 取締役	
		2014年3月	(株)中尾水産テクノロジー 取締役	
		2016年4月	(株)ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ 代表取締役（現任）	
		2020年4月	(株)ヒューマンウェブ 代表取締役（現任）	
		2020年4月	(株)日本かきセンター 代表取締役（現任）	
		2020年4月	(株)海洋深層水かきセンター 代表取締役（現任）	
2 ※	しば た しげ き 芝 田 茂 樹 (1979年6月29日)	2003年4月	(株)みずほ銀行 入行	—
		2004年11月	みずほ証券(株) 転籍	
		2008年12月	(株)みずほ銀行 転籍	
		2013年5月	S B エナジー(株)入社	
		2018年9月	(株)Tryfunds 入社	
		2020年5月	当社 入社	
		2020年6月	当社 経営管理本部 執行役員（現任）	
3 ※	かね こ しゅう いち 兼 子 修 一 (1976年6月1日)	2007年4月	PwCアドバイザリー合同会社 入社	—
		2007年12月	兼子修一公認会計士事務所 開設（現任）	
		2016年8月	(株)長野グルメリランド 代表取締役（現任）	
		2019年6月	税理士法人長野会計社 代表社員（現任）	
		2020年9月	(株)インパケット 代表取締役（現任）	

(注) 1. 吉田秀則氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社グッドフィールドが保有する株式数も含んでおります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 兼子修一氏は、社外取締役候補者であります。

4. 兼子修一氏は、事業会社において代表取締役としての豊富な経験を有していることに加え、会計・税務の知見も有しております。当社経営判断および意思決定の過程で、その知識と経験に基づく専門的見地から、助言と提言を頂けることを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、係争費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. ※印は新任の取締役候補者であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株数 (株)
1 ※	い だ あつ し 稲 田 淳 史 (1980年4月22日)	2005年12月 中央青山監査法人 入所 2006年9月 あらた監査法人 入所 2008年7月 プライスウォーターハウスクーパーズ(株) 入社 2013年12月 ロングブラックパートナーズ(株) 入社 2017年3月 稲田淳史公認会計士事務所 開設 2021年2月 (株)ネクスタ 代表取締役(現任)	—
2	は ら だ い じ ろ う 原 大 二 郎 (1978年6月25日)	2006年10月 弁護士登録 弘中総合法律事務所 入所 2009年7月 清水直法律事務所 入所 2015年10月 ライジング法律事務所設立 パートナー(現任) (株)ライトアップ 社外取締役(現任) 2016年12月 当社監査等委員である仮取締役 2017年12月 当社監査等委員である取締役(現任) 2018年2月 当社監査等委員である取締役(現任) 2019年6月 (株)ディマージシエア 監査役(現任)	—
3 ※	あ さ え だ けん た 浅 枝 謙 太 (1981年1月26日)	2008年12月 弁護士登録 小島国際法律事務所 入所 2011年1月 銀座法律会計事務所 (現 銀座木挽町法律事務所) 入所 2018年1月 牛込橋法律事務所 設立(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 稲田淳史、原大二郎氏及び浅枝謙太氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の稲田淳史氏は、公認会計士としての実務を通じて培われた専門知識とご経験、また事業再生分野のご経験を有しており、当社経営判断および意思決定の過程で、その知識と経験に基づく専門的見地から、助言と提言を頂けることを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役候補者の原大二郎氏は、弁護士としての実務を通じて培われた専門知識とご経験、また事業再生分野に精通されていることから、当社のガバナンス強化及び意思決定の過程で助言と提言を頂けることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 社外取締役候補者の浅枝謙太氏は、弁護士としての実務を通じて培われた専門知識とご経験から、当社のガバナンス強化及び意思決定の過程で助言と提言を頂けることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、原大二郎氏及び浅枝謙太氏が選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、原大二郎氏及び浅枝謙太氏が選任された場合には、両氏と以下の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

(責任限定契約の概要)

社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外取締役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、損害賠償責任を負う。

8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、係争費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. ※印は新任の取締役候補者であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東邦監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により、退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

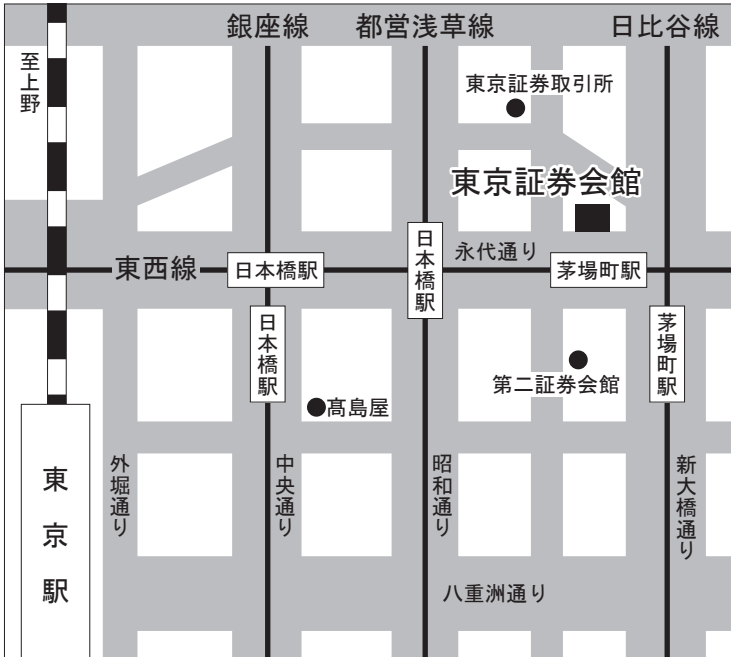
なお、監査等委員会がオリエント監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、オリエント監査法人への移行後も、東邦監査法人で当社の担当をしていたものが担当に含まれることに加え、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制、及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断しました。

名称	オリエント監査法人
事務所	東京都千代田区神田駿河台二丁目11番16号
沿革	2011年9月1日 設立
概要	構成人員 代表社員・社員 5名 公認会計士 8名 その他 3名 合計 16名 監査関与会社 10社程度

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階 会議室
TEL 03-3667-9210



交通のご案内

地下鉄	日比谷線	茅場町駅前〔8番出口〕
	東西線	茅場町駅前〔より直結〕
	銀座線	日本橋駅徒歩5分
	都営浅草線	日本橋駅徒歩3分